

議案第 18 号

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、本市の条例で定める独自利用事務について所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年京丹後市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第220の項特定個人情報情報の欄中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年京丹後市条例第60号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例			京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
平成27年12月22日 条例第60号			平成27年12月22日 条例第60号		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
20 市長	京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例による子育て支援医療費の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)による災害共済給付の支給に関する情報(以下「災害共済給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例による福祉医療	20 市長	京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例による子育て支援医療費の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)による災害共済給付の支給に関する情報(以下「災害共済給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (5) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (6) 京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例による福祉医療

現行			改正案		
		費の支給に関する情報であって規則で定めるもの			費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
			<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>		